

岐阜県成年後見制度利用促進協議会設置要綱

(目的)

第1条 認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある者を支援する成年後見制度（以下「制度」という。）の利用促進を図るため、岐阜県成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 制度の利用促進に関すること
- (2) 制度に関わる団体・機関相互の連携に関すること
- (3) 制度の利用促進に係る市町村への支援に関すること
- (4) その他、協議会が必要と認めること

(組織)

第3条 協議会は、成年後見制度に関する学識経験者並びに専門職団体、関係団体及び行政機関の推薦する者をもって組織する。

- 2 協議会には会長を置き、健康福祉部長が指名する。
- 3 会長は、協議会の進行を行う。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 協議会は、健康福祉部長が招集する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、岐阜県健康福祉部地域福祉課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。